

和歌山大学経済学会規則

制 定 昭和24年6月 1日

最終改正 平成19年2月22日

第1条 本会は和歌山大学経済学会と称する。

第2条 本会は経済学部関係諸学の研究並びにその発表を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- イ 研究調査
- ロ 研究会、学術講習会の開催
- ハ 機関誌の発行
- ニ その他本会の目的を達成するに必要と認める事業

第4条 本会は次の会員をもつて組織する。

1 普通会员

- イ 本学経済学部教員
- ロ 本学大学院経済学研究科学生及び本学経済学部学生
- ハ 本学大学院経済学研究科修了生・本学経済学専攻科修了生及び本学経済学部卒業生(和歌山高等商業学校・和歌山経済専門学校及び和歌山大学経済短期大学部卒業生を含む。以下同じ。)にして入会を希望する者
- ニ 本会において特に入会を許した者

2 特別会員

本学大学院経済学研究科修了生・本学経済学専攻科修了生及び本学経済学部卒業生にして本会の事業に特別の援助をする者

3 賛助会員

本会の趣旨に賛成し特別の援助をする団体及びその他の個人

第5条 本会の事務所を和歌山県和歌山市栄谷 930 番地和歌山大学経済学部経済研究所内に置く。

第6条 本会の会務を処理するため次の役員を置く。

イ 会長

経済学部長をもつてこれに充て、本会を統轄する。

ロ 評議員

経済学部教授、准教授、専任講師及び助教をもつてこれに充て評議員会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。

ハ 常任評議員 若干名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の事務を処理する。

ニ 会計 1名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の会費を管理する。

ホ 会計監査 2名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の会計監査を行う。

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会の会員は、第4条の区分に従い、次の会費を納付するものとする。

1 普通会员

経済学会規則

イ 年額 5,000 円以上

ロ 年額 2,000 円以上

ハ 年額 2,000 円以上

ニ 年額 5,000 円以上

2 特別会員 年額 5,000 円以上

3 賛助会員 年額 5,000 円以上

第9条 本会は、会員に本会発行の印刷物をその都度配布する。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 会費に関する事で、事故等のあつた場合は、本会が一切の責任を負う。

第12条 本会の規則を変更せんとするときは、評議員会において、3分の2以上出席し、その過半数の決議を経るものとする。

附 則

本規則は、昭和24年6月1日より施行する。

附 則(昭和26年4月1日一部改正)

この改正規則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則(昭和27年4月1日一部改正)

この改正規則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年4月1日一部改正)

この改正規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年10月2日一部改正)

この改正規則は、昭和48年10月2日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年5月15日一部改正)

この改正規則は、昭和49年5月15日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月31日一部改正)

この改正規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月17日一部改正)

この改正規則は、平成8年4月17日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成8年10月23日一部改正)

この改正規則は、平成8年10月23日から施行し、平成8年10月1日から適用する。

附 則(平成15年6月18日一部改正)

この改正規則は、平成15年6月18日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成17年5月11日一部改正)

この改正規則は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年7月27日一部改正)

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日一部改正)

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。